

# 令和2年 12月定例会

令和2年12月定例会は11月30日から12月18日までの19日間の会期で開かれました。市長提出議案等は条例8件、補正予算8件、指定管理者指定1件、人事案件1件の合計18件でした。審議の結果、市長提出議案はいずれも原案の通り可決・同意されました。一般質問は12人の議員が市政をただしました。

## 議員、市長等、教育長及び職員の 給与に関する条例の一部改正

令和2年の人事院勧告を踏まえ条例改正等が提出され、議会初日に即日での質疑・討論・採決となりました。

### 《改正の内容》

#### ◆議員の期末手当

- ・令和2年12月支給分  
現行の支給割合から0.05か月分引き下げ
- ・令和3年6月以降支給分  
現行の支給割合から0.025か月分引き下げ

#### ◆市長、副市長、教育長の期末手当

- ・令和2年12月支給分  
現行の支給割合から0.05か月分引き下げ
- ・令和3年6月以降支給分  
現行の支給割合から0.025か月分引き下げ

#### ◆職員の期末手当

- ・令和2年12月支給分  
現行の支給割合から0.05か月分引き下げ
- ・令和3年6月以降支給分  
現行の支給割合から0.025か月分引き下げ

#### ◆会計年度任用職員の期末手当

- ・令和2年12月支給分  
現行の支給割合を据え置き
- ・令和3年6月以降支給分  
現行の支給割合から0.025か月分引き下げ

### 指定管理者の指定を決定

- ・幸手市障害者自立支援施設「さくらの里」
- ・幸手市障害者自立支援施設「なのはなの里」

指定管理者：

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会

指定の期間：令和3年4月1日から

令和8年3月31日まで



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、困難な生活が生じている低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給が、12月11日国により閣議決定されました。支給額は1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円が加算されます。歳入歳出それぞれ2497万円追加補正されました。

定例会の主な提出議案  
(議案第91号)  
令和2年度幸手市一般会計補  
正予算(第9号)

今年も  
よろしく  
お願い  
いたします



議長

宮 杉 勝 男

副議長

小 林 啓 子

議員（議席順）

四 本 奈 緒 美  
坂 本 達 夫  
海 老 沼 隆 夫  
小 林 英 雄  
枝 久 保 喜 八 郎  
本 田 謠 子  
小 河 原 浩 和  
松 田 雅 代  
木 村 治 夫  
藤 沼 治 夫  
青 木 貢 章  
武 藤 壽 二  
大 平 泰 二



幸手市議会議長  
宮杉 勝男

市民の皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、日頃から幸手市議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの影響により、小・中学校の休業、各種イベントの自粛や中止をする事態となり、市民の皆様からコロナ禍における健康や経済などの不安の声をいただいております。今後市議会として、市民の声が市政に反映されるよう、鋭意努めてまいります。

結びに、市民の皆様が新型コロナウイルスに負けず、希望の年となりますことを心からお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



幸手市長  
木村 純夫

市民の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、学校教育環境の整備、医療・介護等の連携強化、公共交通の見直し、防災対策等々の各施策を着実に実施し、将来に希望を持てる未来志向のまちづくりを進めてまいります。

また昨年から続く新型コロナウイルス感染症に対しましても、様々な感染防止対策や生活支援、経済対策を進めてまいりました。本年も全力で取り組んでまいります。

結びに、市民の皆様にとつて、今年一年が充実した実り多い年でありますよう心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 12月定例会 本会議議案質疑内容

令和2年度幸手市一般会  
計補正予算(第8号)  
(議案第87号)

### 質疑

施設設備総合管理業務委託料4808万2000円中、今回509万9000円の減額理由についてお伺いします。

### 答弁

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月14日から5月31日まで天神の湯を休館としたことから委託料の一部を減額したものです。



▲天神の湯

## 指定管理者の指定について (議案第86号)

### 質疑

指定管理者となる社会福祉法人幸手市社会福祉協議会会長、木村純夫、そしてまた、これを提案、出すほうも幸手市長の木村純夫という双方代理ということになり、双方を代理することはできないという民法第108条の規定もあり、この議案の適合性についてお伺いします。

### 答弁

双方代理とは、同一人物が法律行為の当事者双方の代理人となることを言い、議員ご指摘の民法第108条において、原則禁止されております。

社会福祉法人であります社会福祉協議会については、平成29年4月1日施行の改正社会福祉法において、理事長以外の理事の代表権の行使が認められなくなり、理事長の職務代理者を定めることができなくなりました。同時に、理事長の双方代理について、理事会において当該取引の重要な事実を開

示し、その承認を得ることによって可能になることとされたものです。また、指定管理者の指定については、契約締結行為ではなく行政処分のご意思とされておりますので、民法第108条の類推適用はないものと考えております。なお、この件につきましては、今後協定を結ぶ際には規則に基づき、臨時代理者で締結するなどの方向で検討してまいります。

## 指定管理者の指定について (議案第86号)

### 賛成討論

幸手市の公の施設である幸手市障害者自立支援施設さくらの里、及びなのはなの里の2施設の運営管理を、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたり、幸手市障害者自立支援施設設置及び管理条例第4条の規定により、包括的に指定管理者に委任するものです。指定管理者制度以前から業務委託の実績のある現指定管理者である幸手市社会福祉協議会を、幸手市公の施設の指定管理者の指定の

手続等に関する条例第3条2項の規定により、行政処分として指定管理者として指定したものと理解を致します。

今回の5年間の指定管理料の限度額は1億1630万2000円です。これは施設の管理と運営のための包括的な指定管理料であることから、効率的、効果的な運営に努めていただき、利用者等へのサービスの向上につながることを期待致します。

また、指定するもの、されるものの関係について民法108条の双方代理、利益相反となるとも考えられることから、市としても所要の方策を講じることとあり、改善を望むものです。真の指定管理者制度の目的である、効率的、効果的な、サービスの向上につながる管理が行われることに期待をし、賛成討論いたします。



▲さくらの里 (幸手市千塚地区)



▲なのはなの里 (幸手市東3丁目地区)